

第27 標識

1 標識又は表示の方法

条則第7条（条則別表第1，第2）によるほか，次によること。

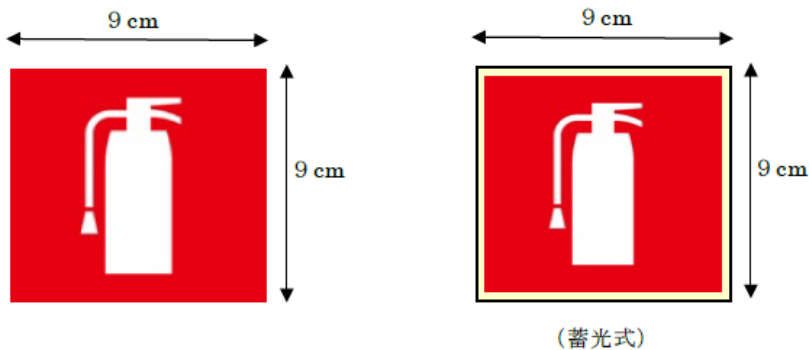
- (1) 次に掲げる規則，告示等により規定される消防用設備等の標識又は表示の方法は，別表第3のとおりとする。☞ i
- ① 屋内消火栓設備
 - ア 開閉弁，止水弁の表示
 - イ 逆止弁の表示
 - ② スプリンクラー設備
 - ア 末端試験弁の標識
 - イ 補助散水栓箱の表示
 - ③ 水噴霧消火設備等
 - ア 移動式消火設備箱の表示
 - イ 貯蔵容器の表示
 - ウ 起動装置の表示
 - ④ 自動火災報知設備
 - 警戒区域一覧図
 - ⑤ 非常警報設備
 - 通話装置
 - ⑥ 避難器具
 - ア 避難器具設置の表示
 - イ 特定一階段等防火対象物における避難器具がある階の階段室等の避難器具設置場所の標識
 - ⑦ 連結散水設備
 - 系統図
 - ⑧ 無線通信補助設備
 - 保護箱の表示
- (2) 次に掲げる消防用設備等の標識又は表示の方法は，別表第4のとおりとする。☞ ii
- ① 屋内消火栓設備
 - ア 消火ポンプ室の標識
 - イ テスト弁の標識
 - ② スプリンクラー設備
 - ア 手動起動装置の標識（ドレンチャー設備）
 - イ 送水口付近の排水弁の標識
 - ③ 水噴霧消火設備等
 - ア 貯蔵容器設置場所の表示
 - イ 自動復旧装置の標識
 - ④ 自動火災報知設備
 - 受信機設置室の標識
 - ⑤ ガス漏れ火災警報設備
 - ガス漏れ表示灯の表示
 - ⑥ 火災通報装置

火災通報装置が接続されている旨の表示

- ⑦ 非常警報設備
 - ア 非常電話収納箱の表示
 - イ テレビスタジオ等の部分に設ける確認灯
- ⑧ 避難器具
 - ア 仕切り板等の表示
 - イ 階下降下位置の表示
- ⑨ 消防用水
 - ア 吸水管投入孔の標識
 - イ 採水口の標識
- ⑩ 連結散水設備
 - 排水弁の標識
- ⑪ 連結送水管
 - ア 排水弁の標識
 - イ ブースターポンプ室の標識
 - ウ ブースター運転時設計送水圧力の表示
 - エ ブースターポンプ一次側の止水弁の表示

2 その他

- (1) 標識及び表示の文字は鮮明度をそこなわない範囲で、当該標識及び表示の大きさに応じたものとする。☞ i
- (2) 制御弁等をパイプシャフト内等に設ける場合の標識等の設置場所は当該パイプシャフトの扉に設置すること。
なお、複数の弁類等を同一場所に設ける場合は、各弁等にも標識等を設けること。
- (3) 標識等の設置場所が火災の影響を受ける恐れがない場合は、当該標識等の材料は各別表の備考に規定されたもの以外のものを用いることができるものとする。ただし、当該備考に規定されたものと同様以上の耐久性及び耐候性等を有するものであること。
- (4) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第 32 条の規定を適用し、JIS Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることができるものとする。



条則別表第1

(平成 13 規則 131・一部改正)

種 別	区 分	表示区分	色		大きさ(cm)		設置場所		
			地	文字	長辺	短辺			
消 火 器 具 屋 内 消 火 栓 設 備 ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 水 噴 霧 消 火 設 備 等 (水噴霧消火設備, 泡消火設備, 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備, 粉末消火設備) 屋 外 消 火 栓 設 備	消火器	消火器	消 火 器	赤	白	24	8	当該消火器具のある場所の見やすい位置	
		簡易消火用具	水バケツ	消 火 バ ケ ッ	赤	白	24		8
			水槽	消 火 水 槽	赤	白	24		8
			乾燥砂	消 火 砂	赤	白	24		8
			膨張ひる石膨張真珠岩	消 火 ひ る 石	赤	白	24		8
	屋内消火栓設備	消火栓箱	消 火 栓	赤	白	30	10	屋内消火栓箱の表面	
		非常電源用開閉器	屋内消火栓設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	
	スプリンクラー設備	制御弁	制 御 弁 (スプリンクラー)	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置	
		送水口	送 水 口 (スプリンクラー)	赤	白	30	10		
	水噴霧消火設備等	手動式起動装置	手 動 起 動 装 置 () ()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10		
		ホース接続口	ホ ー ス 接 続 口 () ()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10		
	屋外消火栓設備	消火栓箱	ホ ー ス 格 納 箱 (屋外消火栓)	赤	白	30	10		
		消火栓	消 火 栓	赤	白	30	10		

警報設備	自動火災報知設備	常用電源用開閉器	自動火災報知設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該設備の直近の見やすい位置
	消防機関に通報する火災報知設備	発信機用押ボタン	火災報知機	赤	白	24	8	発信機の上方で見やすい位置
避難設備	避難器具	避難器具	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 避難 ○○○○ </div> ○○には器具の名称を表示のこと。	白	黒	36	12	当該設備を設置した室の入口又は格納する場所の付近
		使用方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 器具名 使用方法 </div> 当該避難器具の使用方を簡記すること。	白	黒	60	30	当該設備の直近の見やすい位置
消防活動上必要な施設	連結散水設備	送水口	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 送水口 (連結散水設備) </div>	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置
	連結送水管	送水口	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 送水口 (連結送水管) </div>	赤	白	30	10	
		放水口	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 放水口 (連結放水管) </div>	赤	白	30	10	
		放水用器具格納箱	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 放水用器具格納箱 (連結送水管) </div>	赤	白	30	10	格納箱の表面の見やすい位置
非常コンセント設備	保護箱	非常コンセント	赤	白	25	10	保護箱の表面又は直近	

備考

- 1 標示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 「消火器」の標識には、必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記してもさしつかえない。
- 3 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常電源開閉器については、屋内消火栓設備の標識に準ずること。
- 4 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とすること。

条則別表第2

(昭和 55 規則 66・平成2規則 61・平成 17 規則 37・平成 17 規則 215・一部改正)

種 別	区 分	表示基準	色		大きさ(cm)		設置場所
			地	文字	長辺	短辺	
燃料電池発電設備である旨の標識		燃料電池発電設備	白	黒	30	15	当該設備のある場所の入口又は見やすい位置
		変電設備	白	黒	30	15	
		急速充電設備	白	黒	30	15	
		発電設備	白	黒	30	15	
		蓄電池設備	白	黒	30	15	
水素ガスを充てんする掲揚場所の立入りを禁止する表示		気球掲揚中 立入禁止	赤	白	60	30	当該場所の入口又は柵等の要所で見やすい位置
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識		禁煙 (注)「NO SMOKING」を併記することができる。	赤	白	50	25	当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置
		火気厳禁	(注) 映画上映等のため場内を暗くして使用する客席にあっては灯火入りとすること。				
		危険物品 持込み厳禁 禁煙 火気厳禁 危険物品 持込み厳禁	赤	白			
「喫煙所」と表示した標識		喫煙所	白	黒	30	10	喫煙設備を備えた当該場所の見やすい位置
少量危険物又は指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに類、品名及び最大数量を掲示した掲示板		少量危険物取扱所 第 類 品名 最大数量 指定可燃物取扱所 品名 最大数量	白	黒	60	30	貯蔵し、又は取扱う場所の入口又は直近の見やすい位置

防火に関し必要な事項を 掲示した掲示板	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火 気 厳 禁</div> (少量危険物及び可燃性液体 類等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火 気 注 意</div> (綿花類等)	赤	白	60	30									
可燃性固体類及び可燃性 液体類を貯蔵し、又は取 扱っている移動タンクの 標識	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指 定 可 燃 物</div>	黒	黄	30	30									
定員表示板	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">定 員</td> <td style="width: 50%;">人</td> </tr> <tr> <td>椅 子 席</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>立 見 席</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>人</td> </tr> </table> </div>	定 員	人	椅 子 席	人	立 見 席	人	そ の 他	人	白	黒	30	25	当該劇場等の入口 の見やすい位置
定 員	人													
椅 子 席	人													
立 見 席	人													
そ の 他	人													
満員札	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 場内満員につき しばらくお待ち ください。 </div>	赤	白	50	25									

備考

- 1 標示場所の状況等により、大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 標識類の記入文字は、「禁煙」、「火気厳禁」、「火気注意」、「危険物品持込厳禁」又は指定数量未満の危険物等の標識の標示以外は、特に限定しない。
- 3 標識の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とすること。

別表 3 規則, 告示に基づくもの

種 別		区 分	表示区分	色		大きさ (cm)		設置場所
				地	文字	長辺	短辺	
消 火 設 備	屋内消火栓設備	開閉弁, 止水弁	開閉方向	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由 または, 弁についている表示でも可 (S→ O→または開→ 閉→等)				当該弁の直近の見やすい位置
		逆止弁	流れの方向	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				当該逆止弁の直近の見やすい位置
	スプリンクラー設備	末端試験弁	末端試験弁	赤	白	30	10	当該試験弁の直近の見やすい位置
		補助散水栓箱	消火用散水栓	赤	白	30	10	補助散水栓箱の表面
	水噴霧消火設備等 (水噴霧消火設備, 泡消火設備, 不活性ガス消火設備, ハロゲン化物消火設備, 粉末消火設備)	移動式消火設備箱	移動式〇〇消火設備 〇〇には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10	当該消火設備箱の表面
		貯蔵容器	充てん消火剤量, 消火剤の種類, 製造年及び製造者名を表示すること。ただし, CO ₂ の場合は消火剤の種類は不要。	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				当該貯蔵容器の見やすい箇所
		起動装置名称, 取扱い方法等	防護区画の名称, 取扱い方法, 保安上の注意事項等を表示すること。	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由				起動装置の直近の見やすい位置

警 報 設 備	自動火災報知設備	警戒区域一覽 図	警戒区域を明確に表示する こと。	文字の鮮明度をそこなわない 範囲で自由		受信機の付近 の見やすい位 置	
	非常警報設備	通話装置		赤	白	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由	
		通話装置に非 常電話の認定 品を使用した 場合	 又は 	赤	白	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由	
避 難 設 備	避難器具	設置等場所 に至る廊下、通路 又は室の出入 り口等	 →	白	黒	36	12
		避難器具設置 位置までの誘 導する標識	 ●	白	黒 黒線	日本工業規格 A4以上	
		避難ロープ、避難はしご等 一般に普及している用語に ついては、当該器具名をも ってかえることができる。 器具名の下に矢印を表 示のこと。				設置場所に至 る廊下、通路 又は室の入口 等の見やすい 位置	
		当該階の平面図を簡記し、 避難器具設置等場所を赤色 の●印表示し避難器具名を 明記すること。				当該避難器具 のある階のE Vホール及び 階段室等の入 口付近の見や すい位置(特定 1階段) ※	

消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	連結散水設備	送水区域, 選択弁, 送水口 系統図	(平面図) 送水区域, 選択弁, 送水口 の位置を表示すること。※ 選択弁を設ける場合は送水 区域, 選択弁を色分けする こと。	白	黒	日本工業規格 B4以上	当該送水口の 直近の見やすい位置
	無線通信補助設備	保護箱	消防隊専用無線機接続端子	赤	白	文字の鮮明度 をそこなわな い範囲で自由	保護箱の表面 又は直近

備考

- 1 標示場所の状況等により, 大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には, 長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の開閉弁, 止水弁及び逆止弁については, 屋内消火栓設備に準ずること。
- 3 標識の材料は, 木板, 金属板又は難燃合成樹脂板とすること。
※ エレベーターホール等に設ける避難器具設置位置まで誘導する平面図については, その材料を問わないが, 破損や汚損がないような方法で表示すること。
- 4 設置位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識については, 避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては, 設置しないことができる。

別表 4 指導基準によるもの

種 別	区 分		表示区分	色		大きさ(cm)		設置場所
				地	文字	長辺	短辺	
消 火 設 備	屋内消火栓設備	消火ポンプ室	消火ポンプ室	赤	白	30	10	当該室の入口のみやすい位置
		テスト弁	テスト弁	赤	白	30	10	当該テスト弁の直近のみやすい位置
	スプリンクラー設備	手動起動装置 (ドレンチャー設備)	手動起動装置 (ドレンチャー設備)	赤	白	30	10	当該起動装置の直近のみやすい位置
		送水口付近の排水弁	排水弁	赤	白	30	10	当該排水弁の直近の見やすい位置
	弁類に「一次側」「二次側」及び「常閉」の表示をすること。							
	水噴霧消火設備等 (粉末消火設備, 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備)	貯蔵容器設置場所(不活性ガス消火、ハロゲン化物消火設備)	貯蔵容器設置場所 (〇〇消火設備)	白	黒	30	10	当該貯蔵容器設置場所の入口のみやすい位置
〇〇には当該設備の種別を記入すること。								
	自動復旧装置	自動復旧装置	赤	白	15	5	当該復旧装置の直近の見やすい位置	
警 報 設 備	自動火災報知設備	受信機設置室	受信機設置室	赤	白	30	10	当該室の入口の見やすい位置
	ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ表示灯	ガス漏れ表示灯	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由			ガス漏れ表示灯の直近の見やすい箇所	

	非常警報設備	起動装置としての非常電話機(子機)	非常電話	赤	白	30	10	当該非常電話機収納箱の付近の見やすい位置
		テレビスタジオ等の部分で感知器と連動しない部分	非常放送中	赤	白	30	10	当該各居室の部分から識別できる確認灯とする
避難設備	避難器具	仕切り板等	避難経路である旨の表示					文字の大きさは概ね5cm以上とすること。
			「非常口」「非常出口」又は「この先避難器具あり」 「避難の際は、ここを破って避難ができます。」 「避難の際は、ここを破って隣戸に避難して下さい。」					
			付近に物品を置くことを禁ずる旨の表示					
			「この付近に物を置かないで下さい。」 「避難経路につき物品存置厳禁」					
		階下降下位置		塗料等で避難空地を表示すること。			当該避難器具の降下位置	
消防用水		吸水管投入孔	図1参照	青	白	枠	縁	吸水管投入孔直近の見やすい位置
				赤	白	赤	白	
		採水口	採水口 (消防用水)	赤	白	30	10	採水口の直近の見やすい位置
消火活動上必要な施設	連結散水設備	排水弁	排水弁	赤	白	30	10	当該排水弁の直近の見やすい位置
	連結送水管	排水弁	排水弁	赤	白	30	10	当該排水弁の直近の見やすい位置
		ブースターポンプ室	ブースターポンプ室	赤	白	30	10	当該室の入口の見やすい位置

		ブースター運 転時設計送水 圧力	ブースター運転時 送水圧力〇〇Mps	赤	白	20	7	送水口の直 近の見やす い位置
		ブースターポ ンプ側側の 止水弁	連結送水管用止水弁	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自 由				当該止水弁 の直近の見 やすい位置

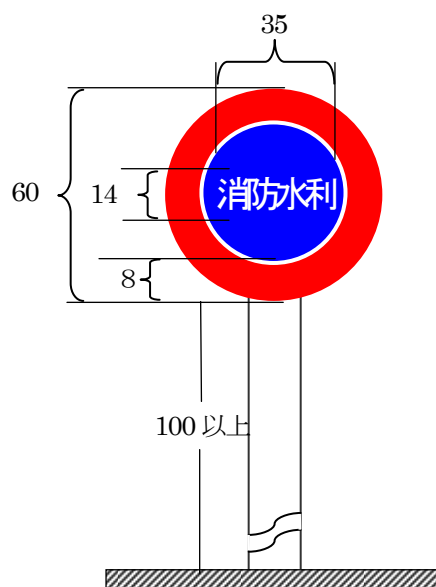


図1

備考

- 1 標示場所の状況等により, 大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書とする場合には, 長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 屋内消火栓設備以外の消火ポンプ室, テスト弁及びスプリンクラー設備以外の排水弁の標識等については, 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に準ずること。
- 3 標識の材料は, 木板, 金属板又は難燃合成樹脂板とすること。